

セーフティネット保証5号認定の申請について（イ-3）

【本案内の概要】

- ・ 本案内は、セーフティネット保証5号（中小企業信用保険法第2条第5項第5号）認定の申請に係るものとなります。
- ・ 指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えていることによって、申請者全体の売上高等が認定基準を満たす場合に使用するものです。

【認定の要件】

- ・ 指定業種及び申請者全体の売上高等の両方が認定基準を満たしていること。
- ・ 申請者が、酒々井町内に本店（個人事業者の方は主たる事業所）所在地があり、1年以上継続して事業を行っている中小企業者。
- ・ 企業全体の最近3か月の前年同期の売上高等に対する、指定業種に属する事業の最近3か月の売上高等の前年同期からの減少額の割合が5%以上であり、かつ、最近3か月の企業全体の売上高等が前年の同期間3か月間の売上高等と比較して5%以上減少していること。

【売上高の確認・必要書類】

- ・ 売上高確認のため、申請書・添付書類とともに下記必要書類をご提出ください。

必要書類：○必須書類、△該当者のみ必要な書類、各1通

NO.	法人	個人	
1	○	○	認定申請書
2	○	○	認定申請書の確認シート
3	○		商業登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」等、申請日から3か月以内発行のもの、写し・インターネット謄本可）
4		○	確定申告書の写し（最新のもの1期分）
5	○	○	最近3か月間の別売上高等が確認できる書類（月次試算表、売上帳簿など）
6	○	○	NO.5に対応する前年同期間の月別売上高等を確認できる書類（月次試算表、売上帳簿など）
7	△	△	委任状（金融機関等による代理申請の場合・任意書式）
8	△	△	事業実態が酒々井町にあることが確認できる書類（謄本等で町内にあることが確認できない場合）

【留意事項】

- ・ 認定申請書には実印を押印してください。
- ・ 認定書の有効期間は30日間になります。有効期間を経過しますと再度申請をしていただくこととなりますのでご注意ください（申請方法はお問い合わせください）。
- ・ 認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定保証関連の申し込みを行うことが必要です。

申請場所：酒々井町経済環境課商工振興班

電話：043-496-1171（代表） 内線345・346

認定申請書の確認シート

申請者名 _____

1. 指定業種に属する事業の売上高等

(1) 指定業種に属する事業の売上高等

最近3か月間の売上高等						左記に対応する前年同期間の売上高等					
令和		年		月	円	令和		年		月	円
令和		年		月	円	令和		年		月	円
令和		年		月	円	令和		年		月	円
合計【A】					円	合計【B】					円

2. 企業全体の売上高等の減少率

(1) 全体の売上高等

最近3か月間の売上高等						左記に対応する前年同期間の売上高等					
令和		年		月	円	令和		年		月	円
令和		年		月	円	令和		年		月	円
令和		年		月	円	令和		年		月	円
合計【C】					円	合計【D】					円

(2) 指定業種に属する事業の売上高等の減少額等の割合

$$(B - A) / D \times 100 \quad \boxed{} \% \quad \geq \quad 5\%$$

(3) 企業全体の売上高等の減少率

$$(D - C) / D \times 100 \quad \boxed{} \% \quad \geq \quad 5\%$$